

さいたま市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年5月19日

さいたま市人事委員会委員長

白鳥敏男

さいたま市人事委員会規則第12号

さいたま市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

さいたま市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（平成14年さいたま市人事委員会規則第21号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(昇格) 第19条 [略] 2・3 [略] 4 第1項の規定による昇格は、現に属する職務の級に <u>1</u> 年以上在級していない職員については行うことができない。ただし、職務の特殊性等によりその在級する年数が <u>1</u> 年に満たない者を特に昇格させる必要がある場合であらかじめ人事委員会の承認を得たときは、この限りでない。	(昇格) 第19条 [略] 2・3 [略] 4 第1項の規定による昇格は、現に属する職務の級に <u>2</u> 年以上在級していない職員については行うことができない。ただし、職務の特殊性等によりその在級する年数が <u>2</u> 年に満たない者を特に昇格させる必要がある場合であらかじめ人事委員会の承認を得たときは、この限りでない。

別表第2の(1)の表を次のように改める。

(1) 行政職給料表級別資格基準表

試験		職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		学歴 免許等								
正 規 の 試 験	大学卒業程度	大学卒		5	3	3	別に定 める	別に定 める	別に定 める	別に定 める
		0	5	8	11					
	高校卒業程度	大学卒		5	3	3	別に定 める	別に定 める	別に定 める	別に定 める
		0	5	8	11					
		短大卒		7	3	3				
		0	7	10	13	別に定 める	別に定 める	別に定 める	別に定 める	
	高校卒		9	3	3	別に定 める	別に定 める	別に定 める	別に定 める	
		0	9	12	15					
	免許資 格職	大学卒		5	3	3	別に定 める	別に定 める	別に定 める	別に定 める
			0	5	8	11				
短大卒			7	3	3	別に定 める	別に定 める	別に定 める	別に定 める	
		0	7	10	13					
その他	中学卒		9	3	3	別に定 める	別に定 める	別に定 める	別に定 める	
		3	12	15	18					

備考 この表の免許資格職の区分の適用を受ける保育士の経験年数は、保育士資格を取得した時以後のものとする。ただし、人事委員会が別段の定めをした場合は、その定めるところによる。

別表第2の(5)の表を次のように改める。

(5) 消防職給料表級別資格基準表

試験		職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	
		学歴 免許等										
正 規 の 試 験	大学卒業程度	大学卒		5	3	3	2	別に 定め る	別に 定め る	別に 定め る	別に 定め る	
			0	5	8	11	13					
	高校卒業程度	大学卒	大学卒		5	3	3	2	別に 定め る	別に 定め る	別に 定め る	別に 定め る
				0	5	8	11	13				
		短大卒	短大卒		7	3	3	2	別に 定め る	別に 定め る	別に 定め る	別に 定め る
				0	7	10	13	15				
		高校卒	高校卒		9	3	3	2	別に 定め る	別に 定め る	別に 定め る	別に 定め る
				0	9	12	15	17				

附 則

この規則は、令和9年4月1日から施行する。